

国民健康保険の手続きをしてください

会社の健康保険をやめたときや、会社の健康保険に入ったときは、国民健康保険の手続きをしてください。自分か家族が手続きをします。
(マイナンバーがわかるものを持ってきてください。)

手続きができる場所：市役所（1階国民健康保険課）か市民窓口事務所
 手続きができる日：月曜日から金曜日
 手続きができる時間：午前8時30分から午後5時15分まで



会社の健康保険をやめたとき (国民健康保険に入るとき)

持ち物

- 『在留カード(※)』か『運転免許証』
- 会社の健康保険をやめた書類
(『脱退証明書』か『脱退連絡票』)

※在留カード…90日以上日本にいる
 外国人が持つカード。出入国在留
 管理庁でもらうことができます。



会社の健康保険に入ったとき (国民健康保険をやめるとき)

持ち物

- 『在留カード(※)』か『運転免許証』
- 会社の『保険証』か健康保険に入った書類
(『加入証明書』か『加入連絡票』)

長い間外国へ行くときも、国民健康保険を
 やめる手続きをしてください。

わからないことがあるときは給付係に電話してください。055-934-4725

新しい保険証のもらい方

保険証は、8月1日に新しくなります。新しい保険証は、家のポストに届きます。
 希望すると、直接保険証をもらうことができます。

直接もらう仕方

- ① 市役所（1階国民健康保険課）か市民窓口事務所でもらう
 もらうことができる日：7月18日から24日
- ② 家でもらう（簡易書留）
 もらうことができる期間：郵便局の人が家に来たときから1週間

①か②を希望するときは、6月1日までに市役所1階国民健康保険課
 給付係に来るか、電話してください。055-934-4725

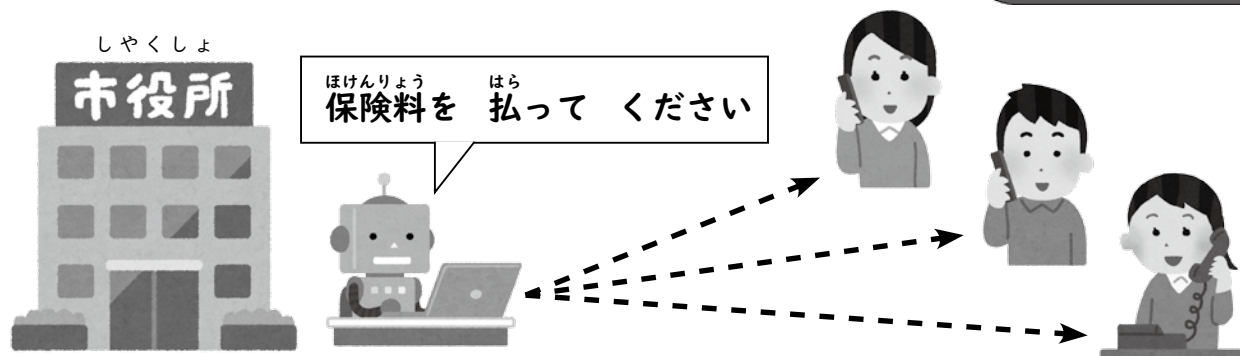
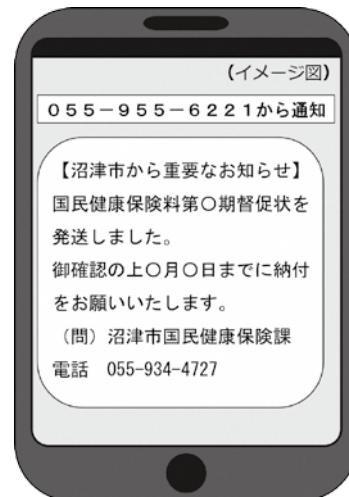


ほけんりょう き ひ はら 保険料は 決まった日までに 払って ください

■ 支払が 遅くなると、保険料が 増えることが あります。
 保険証を 使うことが できる期間が、短くなることも あります。
 保険証を 返してもらうことも あります。

■ 保険料を 決まった日までに 払わない人には、お手紙を 出したり、携帯電話に お知らせを 送ったりします。

■ 保険料を 払わない期間が 長くなると、もう一度 お手紙を出したり、自動音声の 電話をかけたりします。



※ 携帯電話への お知らせや 自動音声の 電話では、銀行へ お金を 払うように 案内をしたり、みなさんの キャッシュカードなどの 暗証番号を ききだしたりすることは ありません。 だまされないよう 気をつけてください!

■ 保険料を 決まった日までに 払うことが 難しいときは 収納係に 相談して ください。

相談できる日	月曜日から 金曜日
相談できる時間	午前8時30分から 午後5時15分まで

わからないことが あるときは 収納係に 電話してください。055-934-4727
 ※夜や 休みの日に 相談できる日も あります。

